

10 月 度
生涯 研修

摂食嚥下の基礎知識

戸原氏「地域リハの視点が重要」

臨床学部は6日、M&Dホールで生涯研修講座「『口から食べる』を支えるために―摂食嚥下の基礎知識―を開いた。戸原玄氏（東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科准教授）を講師に83人が参加した。

戸原氏は「摂食嚥下機能が低下した状態でリハビリが十分に行われないまま退院し、在宅で生活している患者が多い」と説明。「訪問診療において食べることを評価し、リハビリに繋げていくこと。地域リハビリテーションの視点が重要」と強調した。

認知症患者の訪問診療

嶋田氏「医科歯科連携の強化へ」

大阪市西部地区は5日、医科協会地域医療対策部長の嶋田一郎氏（写真）を講師に「認知症・寝たきり等の患者に対する



講演後は質問が相次いだ＝6日、M&Dホール

ヨンの視点が重要となる」と強調した。また戸原氏は「訪問時は口だけではなく、身体全体を診ることが重要」とし、覚醒しているか、座位は保てるか、声は出るか、唾液は飲み込めるか――



る歯科訪問診療の留意点を聞き、会員ら36人が参加した。講演では、高齢者を取り巻く生活環境や医療環境が口腔ケアの重要性を高めているとされ、摂食・嚥下障害の主要原因となっている脳血管障害、パーキンソン病、認知症の症状とケアの留意点が解説された。

嶋田氏は、医科向けの歯科訪問診療の情報発信とともに、医科・歯科連携を深める機会を増やし「顔の見える関係づく

り」を進めようと呼びかけた。（港区・井村久史）

ると説明した。「摂食嚥下リハは訓練でなく、安定した生活を送るために栄養摂取方法を見直すという視点が重要である」と強調した。（東住吉区・森啓）

2019 大阪府 交渉

補助金創設求める

フッ化物洗口

日本フッ化物むし歯予防協会などが2016年に実施した調査では、大阪府のフッ化物洗口の実施率（小学校）は0.2%で全国最低だった。実施校数は

フッ化物洗口実施率 ランキング(小学校)

1	佐賀	94.2%
2	秋田	91.1%
3	新潟	77.4%
4	京都	74.0%
5	熊本	73.2%
...	...	...
47	大阪	0.2%

はわずか1校だ。上位では、佐賀県94.2%、秋田県91.1%、新潟77.4%など学校でのフッ化物洗口の取り組みが「常識」になっている。

実施率が高い自治体に共通するのは、①口腔保健条例でフッ化物洗口を位置付け②フッ化物洗口を実施する市町村への補助金を導入③フッ化物洗口実施マニュアルを策定――していることだ。府は補助金もガイドラインもなければ、条例さえ制定していない。

府は第2次口腔保健計画で学齢期のフッ化物応用を位置付けているが、取り組み内容は保護者への「普及啓発」にとどまっている。協会はむし歯・口腔崩壊を防ぐため、府に対してフッ化物洗口実施マニュアルの作成や市町村への補助金の創設を求める。

物件案内

歯科医院貸与

【住所】大阪市住吉区長居1-11-2

【最寄駅】JR「長居駅」

【設備】ユニット2台、パノラマ、デンタル

【面積】約14坪

【金額】応談

【その他】3年前まで開院。病気、高齢により廃院を決定したため募集。

【連絡先】072-929-0198（河村）

掲載は協会会員に限り、掲載内容は紹介のみで、掲載内容の確認や条件などの交渉は当事者間で行います。

春夏秋冬

消費税増税

10%への消費税増税が施行された。政府は、「経済影響に目配りし、国内消費を支援する」とするが、ポイント還元をはじめとする対策は有効に働かず、景気動向指数も消費低迷を示唆している。消費税依存の税収構造は破綻しており、

「社会保障のため」は欺瞞

消費税は弱者に負担を押し付けるという構造的欠陥がある。デフレ経済のもと企業は利益確保のために費用削減が求められる、仕入れ業者を泣かせ、人件費を削

る。価格競争力が弱い零細の小売店などは最終消費者に消費税を転嫁できず、身銭を切つて消費税を納めることを強いられる。消費税を転嫁できない上に、

わらず、導入以降、まるで財政健全化には消費税以外に道はないとの宣伝がなされ、社会保障を盾に税率が引き上げられてきた。消費税に固執するのはなぜ

か。消費税増税路線の根底には、大企業、超富裕層を優遇する政府方針がある。

政府は消費税率と反比例するように大企業と超富裕層への減税を

進めてきた。消費税による税収は31年間で397兆円。その一方で法人3税では累計298兆円、所得税・住民税では累計275兆円が減収となっている。

消費税は弱い者に負担を押し付け、大企業や富裕層を潤す不公平極まりない税制度だ。国民の負担は限界にきている。財政健全化を謳うなら税の集め方と使い方を直すべきだ。協会は消費税率の引き下げを求めて運動を強めていく。

著名人への治療実績や関連性を強調することは、患者などに対して他の歯科医院よりも優れていると誤認を与えるおそれがあり、患者を不当に誘引することから、違反例④と同様に「比較優良広告」として禁止されている。しかし、著名人を広告塔とし、広告が認められている内容を説明することは認められている。

あの人気YouTuberも
当院を推薦しています!

NG

※最上級の表現や著しく誤認を与える表現を除き、客観的な事実の掲載は禁止されていない。しかし、求められれば根拠を示すことが必要であり、調査結果を引用した広告には出典、調査の実施主体、調査の範囲、実施時期等を併記しなければならない。

医療法は、「他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告をしない」と定めている。特定の歯科医院と比較し、施設の規模、人員配置、提供する医療内容などにおいて自院が優良であることを広告することは「比較優良広告」として認められていない。仮に事実であっても「日本一」、「No1」、「最高」等の最上級の表現は禁止されている。

本グループは全国に展開し、
最高の設備で最高の医療を
提供しています

NG

違反例④

最上級の表現

なるほど！医療広告規制④